



休日窓口サービスを実施します

住民異動の多い時期の休日に、市役所本庁で窓口業務を行います。

◎開庁日

3月29日(日)、4月5日(日)  
9:00～13:00

■市民課 (☎ 82-1140)

- 各種証明書の交付  
住民票の写し、戸籍謄本・抄本等
- 印鑑登録の受付、印鑑登録証明書の発行
- 住民異動届の受付  
転入・転出、転居、世帯変更等
- 戸籍届書の受付  
婚姻、離婚、出生、死亡、養子縁組等

■税務課 (☎ 82-1126)

- 各種証明書の交付  
納税証明書、所得・課税証明書等
- 台帳閲覧      • 税の収納

■国保年金課 (☎ 82-1179)

- 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関する届出および申請
- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納

■高齢福祉課 (☎ 82-1172)

- 介護保険、高齢者福祉に関する届出および申請

■障害福祉課 (☎ 82-1170)

- 障がい者福祉に関する届出および申請

■子育て支援課 (☎ 82-1175)

- 児童手当、児童扶養手当、福祉医療費助成の申請

■学校教育課 (☎ 82-1202)

- 就学に関する届出

※他機関への照会が必要なものは、取り扱えません。

〈問い合わせ先〉企画政策課 (☎ 82-1130)



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦没者等の遺族に対して特別弔慰金が支給されます。戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

◎支給対象者の順位

- ① 弔慰金の受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。
- ④ 上記以外の遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係があつた三親等以内の親族（甥、姪等）

◎支給内容

額面 25 万円、5 年償還の記名国債

◎申請期間

4月1日(水)～令和5年3月31日(金)

◎申請先 市役所、山陽総合事務所

※山陽総合事務所は4月20日(月)から受け付けます。

◎個別事前相談会

開催日	会場
3月16日(月)	赤崎公民館
3月18日(水)	商工センター
3月19日(木)	高千帆公民館
3月23日(月)	厚狭地区複合施設
3月24日(火)	厚陽公民館
3月26日(木)	埴生公民館

※1回あたりの時間は30分程度です。時間はいずれも9:00～12:00、13:00～16:00です。

〈問い合わせ先〉社会福祉課 (☎ 82-1174)